

(参考) 自治体における「他都道府県との往来」に関する要請内容事例

	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月
		<p>緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置地域など感染が拡大している地域への不要不急の移動を自粛すること。</p> <p>1/14</p>	<p>2/1~2/28、3/21「緊急特別要請」</p>	<p>帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること。</p> <p>3/22~4/10、5/15「再拡大防止期間」</p>	
		<p>不要不急の都道府県間の移動は、自粛すること。</p> <p>1/21~2/13、3/6、3/21「まん延防止等重点措置」</p>		<p>帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底等</p> <p>3/22~4/24、5/22「リバウンド警戒期間」</p>	
		<p>不要不急の都道府県間の移動は極力控えてください。</p> <p>1/27~2/20、3/6、3/21「まん延防止等重点措置」</p>		<p>都道府県間の移動は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えてください。</p> <p>3/22~4/24 「年度替わりの集中警戒期間」</p>	<p>旅行や帰省等、都道府県間の移動は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えてください。</p> <p>4/25~5/22</p>
		<p>不要不急の都道府県間の移動は控えてください。</p> <p>1/27~2/20、3/6 「まん延防止等重点措置」</p>	<p>感染拡大地域との不要不急の往来は控えてください。</p> <p>3/7 ~ 3/31</p>	<p>旅行や帰省等、移動する時は、ご自身の体調管理や移動先の感知情報把握などを含め、感染防止対策をお願いします。</p> <p>4/1~4/17、5/15 「感染拡大防止重点対策」</p>	
		<p>まん延防止等重点措置区域との不要不急の往来は避けること。やむを得ず往来する場合は、帰県の際のPCR等の検査や帰県後の健康観察の徹底など感染防止対策を万全にすること。</p> <p>1/13</p>	<p>3/21</p>	<p>県外との往来は、訪問先等の感染状況を踏まえて判断すること。</p> <p>3/22</p>	
		<p>不要不急の往来は控えてください。</p> <p>1/27~2/20 「まん延防止等重点措置」</p>	<p>まん延防止等重点措置の対象地域などの感染拡大地域との不要不急の往来は慎重に判断してください。</p> <p>2/21~3/6 「再拡大防止特別対策期間」</p>	<p>3/7~3/21 「クラスター抑制重点対策」</p>	<p>移動する場合には、移動先の感染状況の把握に努め、基本的な感染防止対策の徹底や、事前・事後に無料のPCR等検査を活用するなど、「うつさない」、「うつらない」行動を徹底してください。</p> <p>3/22</p>